

実務からの消費税処理の誤りやすい事例



本年10月1日から、①標準税率10% ②軽減税率8%に加えて、当面の間、③旧税率8%（経過措置）が残り、3種類の税率が混在します。実際の会計処理の事例の中から誤りやすい事例をご紹介しますので、ぜひ参考になさってください。

誤りやすい事例	適切な処理
1. 電気・水道・ガスの10月検針分に標準税率10%を適用した事例。	10月に入って最初の検針分までは、旧税率8%（経過措置）が適用される。
2. 10月1日以降の相手先負担の銀行振込手数料について、相手先が（誤って）旧税率8%による税込金額を引いていたので、それに合わせて支払手数料の税率を8%で処理した事例。	10月1日以降の取引は標準税率10%で処理する。 （例 648円（内税）の場合 ⇒ 本体価格は600円（8%）ではなく、計算上590円（648円×10/110）となる）なお、値引きの場合は実際の取引月に適用した税率を用いる。
3. 10月1日以降に消費税率の差額（2%）を請求された分を、「仮払消費税」で処理した事例。	間違いではないが、消費税申告書作成のため分かりやすい処理として、①8%計上分を全額戻し、②10%で再計上し、③差額2%の支払い時は未払金を減らす方法がベターだと思われる。
(例) 警備委託料の消費税差額(2%分)の処理 ① 8%計上処理の戻し (借方) 未払金 / (貸方) 委託料 XXX (消費税率8%) ② 10%での再計上 (借方) 委託料 / (貸方) 未払金 XXX (消費税率10%) ③ 差額2%の支払 (借方) 未払金 / (貸方) 現預金 XXX (消費税率2%分)	
4. 領収証に税率が書かれていない、もしくは（内税）とだけあり税額が書いていない事例。	法令で税率区分の記載が義務付けられたので、この領収書の書き方は適切では無い。この場合、取引内容を確認して頂き、適切な税率で処理を行う必要がある。領収書に税率や税額を直接書き加えると、書きようによっては「改ざん」と見なされかねず、注意されたい。
5. 食品添加物を仕入れ10%の請求を受けた。そしてこれを飲食料品として販売し、軽減税率8%を適用することが妥当か検討した事例。	国税庁の「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)」によると、 販売事業者が、課税資産の譲渡時に「人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合」は軽減税率が適用となり、それ以外は標準税率となる （購入側の購入意図は問わない）。
6. 飲食料品の判別、軽減税率適用の判断 ①受け取った領収書では出前か外食か不明な事例 ②清涼飲料と酒をまとめて買ったが、一括して飲食料品として摘要に記載し、軽減税率を適用した事例 ③10月の仮払金精算で、9月30日以前の食品購入に軽減税率を適用した事例	まず、請求書・領収書が正しく区分記載されている必要がある。 その上で区分記載されたとおりに、10%、軽減税率8%、旧8%を分けて帳簿入力していただく必要がある。

◎12月の予定

- 12/10・11月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/6
- ・10月決算法人の確定申告
- ・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

